

(電子メール施行)

長 政 号 外
令和 7 年 4 月 4 日

高齢者関係施設の長 殿

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における一次協議の
実施について (依頼)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年 1 2 月 1 1 日閣議決定)等を踏まえ、施設の耐震化改修、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から換気設備の設置、また、令和 5 年度二次協議より新設した社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業に必要な経費を計上しているところです。

つきましては、補助事業の活用を御希望される場合は、国との協議に必要ですので、下記により御提出くださるようお願いします。

記

1 補助対象事業

参考 1-1 から参考 1-4 を確認すること。

2 補助対象事業者

原則、令和 6 年 8 月 1 9 日 (月) から令和 6 年 9 月 1 3 日 (金) に実施した、当事業に係る令和 7 年度事業量調査に回答した事業者を補助対象とする。

3 提出書類

- (1) 防災・減災等事業整備計画書 (別添 2)
- (2) 整備計画一覧表 (別添 3)
- (3) 補助対象面積確認シート (別添 4) (該当する事業分のみ)

- (4) 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- (5) 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者。公的機関の見積提出が難しい場合は2社以上の請負事業者等の見積を提出すること。）

※今年度協議分から提出方法はデータのみとなります。

4 提出方法等

電子メールで提出

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班 宛て

choujut2@pref.miyagi.lg.jp

5 提出期限

令和7年4月23日（水）必着

6 留意事項

- (1) 県の予算確保の都合によっては、国との協議ができない場合がありますので、予め御留意願います。
- (2) 要綱や参考1－4「補助対象整理表」記載の留意事項等を精読の上、適切に事業内容の確認を行ってください。
- (3) 同一法人において、複数施設の補助事業の実施を予定する場合は、別添3に事業実施における優先順位を付番してください。
- (4) 令和6年4月1日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外とします。
- (5) 非常用自家発電設備及び給水設備については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどが無いよう耐震性を確保する必要性があることに留意するとともに、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備してください。
- (6) 当交付金の採択可否は厚生労働省が判断します。そのため、協議を実施することで必ず交付決定されるものではないことをあらかじめ御留意願います。
- (7) 協議の結果、内示を受けたにも関わらず、資金繰りがつかなくなった等の経営上の理由により取り下げを行った事業者については、次回以降の協議において採択を行わないなど、原則として優先度を下げるものとします。
- (8) 原則として、当交付金の補助協議前に、補助財産に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とします。

【担 当】

宮城県保健福祉部

長寿社会政策課 施設支援班 吉田・渡邊

TEL 022-211-2549

FAX 022-211-2596

E-mail choujut2@pref.miyagi.lg.jp